

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

◇ 告示 生活保護法による医療機関の指定

健康保険法による保険医療機関の指定

旧慣使用林野整備計画の認可

土地の用途廃止

都市計画の変更

” ”

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

告示

鳥取県告示第六百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十五年 九月十日	芦立外科 脳神経外科医院	米子市西福原 四一三の三	外科、脳神経外科、 胃腸科、麻酔科	芦立 巖

鳥取県告示第六百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
中嶋医院 尚徳分院	米子市榎原 一四一七の三	内科、小児科	中嶋重行	”
鳥 医 院	鳥取市湖山町	外科、内科、 呼吸器科	島 重夫	昭和四十五年 九月二十六日
船木歯科 出張所	西伯郡淀江町 大字淀江六九二	歯科	船木 匡	昭和四十五年 九月十五日

鳥取県告示第六百七十一号

三朝町長坂出雅己から申請のあつた福山地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四

十一年法律第二百二十六号) 第二十二條第一項の規定に基づき、昭和四十五年十月五日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年九月二十八日から用途廃止した。

昭和四十五年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	鳥取市秋里字埋立九六三ノ二番地先から九六四ノ二番地先まで
面積 (平方メートル)	五四・〇〇
用途	水路敷

鳥取県告示第六百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の種類

公園

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月六日

鳥取県知事、石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の種類

道路

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一條第一項の規定に基づき、境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の種類

公園

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百七十六号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第一項の規定により、米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和四十五年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間 昭和四十五年十月十三日から昭和四十五年十月二十六日
まで

二 縦覧場所 米子市久米町七番地

鳥取県米子都市開発事務所

三 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

鳥取県告示第六百七十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(廢の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十五年十月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県尾際治水ダム建設事務所」を「鳥取県佐治川治水ダム建設事務所」に改める。